

令和6年 5月13日（月）

令和6年河南町議会5月臨時会議会議録

（第 1 号）

河 南 町 議 会

令和6年河南町議会5月臨時会議会議録

年 月 日 令和6年5月13日（月）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （10名）

1 番 高 田 伸 也

3 番 河 合 英 紀

5 番 力 武 清

7 番 廣 谷 武

9 番 福 田 太 郎

2 番 松 本 四 郎

4 番 大 門 晶 子

6 番 佐々木 希 絵

8 番 浅 岡 正 広

10番 中 川 博

欠席議員 （0名）

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長

教 育 長

総 合 政 策 部 長

総 務 部 長

住 民 部 長

健康福祉部長兼総合保健福祉センター長

ま ち 創 造 部 長

ま ち 創 造 部 理 事

総合政策部秘書企画課長

総合政策部危機管理室長

総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

総務部人事財政課長

総務部契約検査室長

総務部副理事兼施設営繕課長

総務部副理事兼まち創造部副理事

住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長

住民部保険年金課長

住 民 部 税 務 課 長

森 田 昌 吾

中 川 修

渡 辺 慶 啓

多 村 美 紀

大 門 晃

田 村 夕 香

安 井 啓 悦

玉 田 武 久

森 口 竜 也

木 矢 哲 也

田 中 啓 之

後 藤 利 彦

岩 根 有津佐

牧 野 勉

中 崎 誉 之

北 野 朋 子

桶 本 和 正

渡 辺 恵 子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

和田 信 一

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

辻 元 哲 夫

まち創造部地域整備課長

藤 本 幹 史

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

中 海 幹 男

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

中 筋 美 枝

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

谷 道 広

教 ・ 育 部 教育課長

藤 井 康 裕

教 ・ 育 部 こども 1 ばん課長

山 田 恵

教 ・ 育 部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 学校給食センター所長

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

梅 川 茂 宏

課 長 補 佐

門 林 純 司

主 幹

上 野 文 裕

会議録署名議員

1 番 高 田 伸 也

2 番 松 本 四 郎

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 5 まで

令和6年河南町議会5月臨時会議

令和6年5月13日（月）午前10時00分開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	6
日程第4	行政報告	8
	報告第1号 令和6年専決第1号 令和5年度河南町一般会計補 正予算（第8号）	
	報告第2号 令和6年専決第2号 河南町税条例の一部を改正す る条例の制定について	
日程第5	議案第1号 副町長の選任について	20

議 事 の 経 過

午前 10 時 00 分開議

○議長（中川 博）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和6年河南町議会5月臨時会議を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中川 博）

本臨時会議に対する説明員の通知、また議会運営委員会の審議結果、議会日程、議事日程、例月出納検査の結果報告、以上はタブレット778、令和6年5月13日、5月臨時会議のフォルダに送信しておりますので、ご確認ください。

それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、1番 高田議員、2番 松本議員を指名いたします。

○議長（中川 博）

日程第2 会議期間の決定についてを議題といたします。

5月10日に開催されました議会運営委員会の審議結果により、本臨時会議の会議期間につきましては本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間につきましては本日1日と決しました。

○議長（中川 博）

日程第3 諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告は、先ほど申し上げましたタブレットの778の臨時会議資料に送信しております。

監査委員から、令和6年1月から3月分の例月出納検査の結果報告がございました。いずれも正確に処理されていたという内容でございます。監査委員、また議会選出監査委員である力武議員におかれましては、お疲れさまでございました。

続いて、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。

私から大阪南消防組合消防広域化記念式典について報告いたします。

去る4月3日、翌日の報道にも取り上げられておりましたが、記念式典が行われました。本町からは森田町長、中川議長、私、浅岡が参加させていただき、組合議会からは羽曳野市笠原議長からご挨拶がありました。来賓祝辞として、吉村府知事はじめ国会・府会議員と進められ、最後に市町村長テープカットで締めくくられ、無事終わりました。

今後、組合議会も定期的に開催される予定です。議員の皆さんのご意見も伝えてまいりたいと思いますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、大阪南消防組合議会からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

大阪南消防組合議会の報告が終わりました。

浅岡議員におかれましては、お疲れさまでございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中川 博）

ここで、令和6年河南町議会5月臨時会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がございましたので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

改めまして、おはようございます。

本日、令和6年河南町議会5月臨時会議に際しまして、議員の皆様方にはお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。会議に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本町では5月1日からクールビズを実施いたしております。職員が軽装で業務を行っておりますので、議員の皆様におかれましてはご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本臨時会議にご提案申し上げます案件は、行政報告2件、それから人事案件1件でございます。

行政報告につきましては、報告第1号 令和6年専決第1号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第8号）の報告でございます。各種交付金などの主に収入額の確定に伴いまして、令和6年3月31日付で専決をさせていただいたものでございます。

報告第2号 令和6年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についての報告でございます。地方税法等の改正に伴いまして、個人住民税の定額減税の実施など、4月1日から施行すべき内容についての改正を専決させていただいたものでございます。

次に、人事案件でございますが、議案第1号 副町長の選任についてでございます。詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、ご審議賜りましてご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、日程第4 行政報告を議題といたします。

報告第1号 令和6年専決第1号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第8号）及び報告第2号 令和6年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についての2件の行政報告を求めます。

順次説明をお願いいたしますけれども、2件の報告が終わった後に、それぞれの報告に対し質疑をお受けいたします。

まず、報告第1号 令和6年専決第1号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第8号）の報告を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットは780、令和6年5月9日議案送付、5月臨時議案一式、令和6年河南町議会5月臨時会議資料をお開きください。

ページは5ページでございます。

それでは、報告させていただきます。

#### 報告第1号

##### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和6年5月13日提出

河南町長 森 田 昌 吾

6ページから補正予算書になっております。

まずは8ページをお開きください。

#### 専決第1号

##### 令和5年度河南町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度河南町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1,139万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本予算は、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和6年3月31日

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして9ページ、第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

（款）地方譲与税、（項）地方揮発油譲与税で114万1千円の追加。

（項）自動車重量譲与税で159万1千円の追加。

（項）森林環境譲与税で90万4千円の減額。

(款) 利子割交付金、(項) 利子割交付金で29万7千円の追加。

(款) 配当割交付金、(項) 配当割交付金で207万6千円の減額。

(款) 株式等譲渡所得割交付金、(項) 株式等譲渡所得割交付金で613万7千円の追加。

(款) 法人事業税交付金、(項) 法人事業税交付金で1,014万7千円の追加。

(款) ゴルフ場利用税交付金、(項) ゴルフ場利用税交付金で60万8千円の追加。

(款) 自動車取得税交付金、(項) 自動車取得税交付金で57万3千円の追加。

(款) 環境性能割交付金、(項) 環境性能割交付金で660万1千円の追加。

めくっていただきまして、10ページでございます。

(款) 地方特例交付金、(項) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で3千円の追加。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税で1,254万5千円の追加。

(款) 交通安全対策特別交付金、(項) 交通安全対策特別交付金で22万1千円の減額。

(款) 府支出金、(項) 府補助金で4,635万円の追加。

(款) 寄附金、(項) 寄附金で57万3千円の追加。

(款) 繰入金、(項) 基金繰入金で8,279万2千円の減額。

歳入合計で57万3千円の追加、補正後予算額は78億1,139万9千円でございます。

めくっていただきまして、11ページ、歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費で57万3千円の追加。

(款) 民生費、(項) 児童福祉費は財源更正でございます。

(款) 教育費、(項) 保健体育費も同じく財源更正でございます。

歳出合計で57万3千円の追加、補正後予算額は78億1,139万9千円でございます。

次に、12ページ以降の歳入の事項別明細書を説明させていただきます。

まず、14ページをご覧ください。

(款) 地方譲与税、(項) 地方揮発油譲与税、(項) 自動車重量譲与税、(項) 森林環境譲与税、(款) 利子割交付金、(款) 配当割交付金、めくっていただきまして(款) 株式等譲渡所得割交付金、(款) 法人事業税交付金、(款) ゴルフ場利用税交付金、(款) 自動車取得税交付金、(款) 環境性能割交付金、めくっていただきまして(款) 地方特例交付金、(款) 地方交付税、(款) 交通安全対策特別交付金は、交付金等の確定による増減でございます。

次に、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 民生費府補助金、(節) 児童福祉費補助

金につきましては、大阪府市町村振興補助金715万円を中村こども園給食調理事業業務委託料に充当しております。

その下の（目）教育費府補助金、（節）保健体育費補助金は、同じく大阪府市町村振興補助金3,920万円を学校給食調理・配送業務委託料に充当しております。

次に、（款）寄附金、（項）寄附金、（目）ふるさと応援寄附金は、令和5年度の寄附額の確定に伴い57万3千円を追加しております。

めくっていただきまして、（款）繰入金、（項）基金繰入金でございますが、今回の補正予算に伴い、財源調整として財政調整基金繰入金を8,279万2千円減額しております。

次に、18ページの歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費、（目）ふるさと応援基金費57万3千円の追加は、歳入のほうで補正しましたふるさと応援基金給付金の基金へ積立てするものでございます。

（款）民生費、（項）児童福祉費、（目）こども園費及び次の（款）教育費、（項）保健体育費、（目）学校給食費につきましては、大阪府市町村振興補助金を充当したことに伴います財源更正でございます。

以上、報告とさせていただきます。

ここで説明員を交代いたします。

○議長（中川 博）

次に、報告第2号 令和6年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についての報告を求めます。

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、報告させていただきます。

19ページをご覧ください。

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和6年5月13日

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和 6 年専決第 2 号

河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第180条第 1 項の規定により専決する。

令和 6 年 3 月 31 日

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和 6 年河南町条例第11号

河南町税条例の一部を改正する条例

でございます。

改正条文の朗読につきましては、新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

34ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律などが令和 6 年 3 月 30 日に公布され、その一部が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、3 月 31 日付で専決処分し、必要な条項について所要の改正を行ったものでございます。

まず、第51条、町民税の減免、第71条、固定資産税の減免、35ページの第139条の 3、特別土地保有税の減免につきましては、従来の規定では、減免を受けようとする場合には申請書等の提出が必要となり、大規模災害における災害減免の際に被災者の方及び市町村の双方に負担となっているケースがあり、また、大規模災害の被災地では既に職権による減免を可能としていることを受け、減免事由が明らかであり、かつ減免をする必要があると町長が認める場合には、職権による減免を可能とする規定の整備を行うものでございます。また、法改正に合わせ字句の修正を行っております。

次に、附則 5 条の 2、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例でございます。

雑損控除は、災害等により個人が有する資産に損害を受けた場合、確定申告または個人町

民税の申告を行うことにより、損害に応じて個人町民税の軽減措置が受けられる制度でございます。

第1項は、今般発生しました能登半島地震災害に係る雑損控除において、令和6年1月1日に発生したことから本来であれば令和7年度の個人町民税に適用されることとなりますが、発災日が1月1日と令和6年度の課税対象時期に極めて近いこと、被災者の方を税制面で支援する観点から、臨時特例の対応としまして、当該者の選択により、令和6年度の個人町民税において適用を可能とする特別措置が講じられたことに伴い新設するものでございます。

次に、36ページの第2項は、第1項の規定の適用を受けた納税義務者と生計を一にする配偶者その他の扶養親族で所得が一定金額以下の方が有する資産についても、同様の特例措置が講じられるものでございます。

第3項は、第1項を適用する場合の申告書の記載について規定しております。

次に、附則第6条、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、法改正に伴う条ずれでございます。

次に、附則第7条の5、37ページの附則第7条の6、39ページの附則第7条の7、43ページの附則第7条の8、附則第8条、50ページの附則第16条の3、51ページの附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、52ページの附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、53ページの附則第20条の3は、特別税額控除、いわゆる定額減税に係る改正でございます。

定額減税は、賃金上昇が物価高騰に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の減税が実施されます。具体的には、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円が減税され、減税し切れない場合は調整給付金が支給されます。これを受け、所要の改正を行うものでございます。

36ページに戻っていただきたいと思います。

附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、第1項は定額減税に係る規定を新設するものでございます。令和6年度個人町民税に限り、令和6年度分の個人町民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者の所得割の額から税額控除等を適用した後の所得割の額から、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を加算した金額を減税することを規定しております。

37ページの第2項は、定額減税を適用した場合の読替規定を定めたものでございます。

次に、附則第7条の6、令和6年度の個人の町民税の納税通知書に関する特例、第1項は、

定額減税の普通徴収の場合の減税方法について、令和6年度個人町民税の定額減税前の年税額を基に算出した第1期分の税額から減額し、第1期分で減額し切れない場合は第2期分以降の税額から順次減税することを規定しております。

38ページの第2項は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れの規定により、普通徴収の方法によって徴収する場合については第1項の規定は適用しないことを規定しております。

次に、39ページの附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例は、定額減税の公的年金等に係る特別徴収の場合の減税方法について規定しております。

第1項は、令和6年度分の個人町民税において、初めて公的年金に係る所得から特別徴収される場合は第1期分の普通徴収税額から減税し、減税し切れない場合は第2期分の普通徴収税額から減税し、さらに控除し切れない場合は令和6年10月分以降の年金特別徴収税額から順次減税する旨規定しております。

41ページの第2項は、定額減税に係る年金保険者が徴収すべき税額について規定しております。

第3項は、既に公的年金等に係る所得から特別徴収されている場合は、定額減税前の年税額を基に算出した令和6年10月分の年金特別徴収税額から減税し、控除し切れない場合は令和6年12月分以降の年金特別徴収税額から順次減税することを規定しております。

42ページの第4項は、定額減税による年金保険者が徴収すべき税額について規定しております。

第5項は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れの適用がある場合については、第1項から第4項の規定は適用しないことを規定しております。

43ページの附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税については、令和7年度個人町民税所得割の額から減税することを規定しております。

次に、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、第2項は、定額減税の規定が追加されたことによる条ずれの改正でございます。

第3項は、定額減税の算定に係る所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するものでございます。

50ページの附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、51

ページの附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、附則第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、52ページの附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、53ページの附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、定額減税の対象となる所得割の額について、これらの分離課税分の個人町民税の所得割の額を含める読替規定でございます。

次に、戻っていただきまして43ページ、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、固定資産税のいわゆるわがまち特例の改正でございます。

第14項は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定が新設され、条例で定める割合を7分の6とするものでございます。

44ページの第21項は、法改正に伴い削除しております。

第24項は、居心地よく歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特別措置のわがまち特例の割合を定める規定が新設され、条例で定める割合を2分の1とするものでございます。

また、第14項から第28項にかけて、これらの改正に伴う項ずれや引用している条項の改正を行っております。

次に、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第3項は、新築認定長期優良住宅に係る固定資産税の減税措置においても、申告についてマンション管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる場合には、認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても減額措置を適用することができるとする措置が講じられたことにより、新設するものでございます。

また、45ページから46ページにかけては、この規定を新設することに伴う項ずれや引用している条項の改正でございます。

次に、47ページの附則第11条、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、第12条、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例、49ページの第13条、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例、50ページの第15条、特別土

地保有税の課税の特例は、地方税法の改正により、現行の制度を3年間延長されたもので、令和3年度から5年度まで講じられてきた土地に係る負担調整措置を令和6年度から令和8年度までの間においても延長するものでございます。また、改正に合わせ表題も改正しております。

次に、戻っていただきまして47ページ、附則第11条の2、令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例は、土地の評価額について、基準年度である令和6年度の価格を3年間据え置くことが原則でございますが、評価額の据置年度である令和7年度及び令和8年度において、地価の下落により課税上著しく均衡を失うと認める場合には、評価額の下方修正を行うことのできる特例措置を継続するものでございます。また、改正に合わせ表題も改正しております。

最後に、附則でございます。

54ページをお願いします。

第1条といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

第2条は、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川 博）

以上2件の行政報告が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

まず、報告第1号 令和6年専決第1号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第8号）についての質疑をお受けいたします。

力武議員。

○5番（力武 清）

予算書の15ページですけれども、歳入の部分で株式等譲渡所得割交付金613万7千円と法人事業税交付金1,014万7千円についてが増額されている根拠ですね。これの増えている要因というか、これはどのようなものか、なぜこれだけの金額が増えたのかという分析をどうされているのか、お伺いしたいと思います。

もう一つは、16ページの府支出金、民生費と教育費が増額されております。こども園の給食費が715万円、学校給食費が3,920万円増えておりますけれども、これはもともと予算措置されて予定されていたものかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、15ページのほうの株式等譲渡所得、法人事業税交付金のほうでございますけれども、こちらのほう、税の交付金というところでございます。まず考え方といたしまして、最初、予算額のほうは、令和4年度の決算額に対しまして地財、伸び率等を、確定された額ではないんですけれども、伸び率を考えながら予算額を上げております。その結果、差額が生じたということで増額させていただいております。

税のほうは、まず現状、今いろいろ円安などもあって、燃料が今そういう状態にありますけれども、令和5年度の分につきましては令和4年中の株式の配当割なり譲渡所得なりの計算をもって令和5年度中で課税された額で、令和4年でされて令和5年に申告された結果を持った課税額で結果、決まってくるので、今現状、市場でいろいろ変動があるかと思えますけれども、すぐにそれをここで予算額に反映しているわけではございません。

あと、16ページでございますけれども、民生費府補助金、教育費府補助金の分につきましては、大阪府市町村振興補助金を充当させていただいております。こちらの分は、初めからその予算額を、額が確定していたものではございませんで、補助金の額によって変わってきますので、現在、補助金が確定いたしましたので上げさせていただいております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

府支出金を財源更正されておりますけれども、この財源更正された理由と、これを政策的に財源更正されたのか、このあたりの状況がちょっと見えにくいので、そのあたりを説明していただければありがたいですね。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

大阪府市町村振興補助金を充てさせていただいている分ですけれども、こちらのほう、算定するに当たりましてはいろんな事業を河南町がやっているという事業を上げていきますけれども、最後はどこに充当するかというところも一応大阪府の中で要綱的にあります。その中で、事務的にアウトソーシングなどを行っている、効率的な実施を目指している趣旨というところの項目もございまして、こちらのほう、中村こども園、また学校給食費の調理業務

は委託業務をしておりますので、そちらのほうに充てさせていただいております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5 番（力武 清）

府の振興補助金の使い道に関してはそれぞれ市町村に委ねているということで、うちのほうはこういって給食に充てたということで理解したらいいんですか。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

議員仰せのとおりでございます。

○議長（中川 博）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第2号 令和6年度専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑をお受けいたします。

大門議員。

○4 番（大門晶子）

税条例の改正なんですが、34ページで減免理由が明らかだと町長が判断し、職権で減免できるというふうにお示しいただいたんですけれども、今は町長が判断されるんでしょうけれども、事由の一つ一つってやっぱり対象が違うと思うんですが、基準なんかは設けられるのだろうかということを教えてください。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

基準はどうするのかというご質問でございますが、災害、個々にケースが違いますので、具体的にこういうケースは減免でということとはできないと思います。そう原課では考えています。個々で町長が判断するというふうにさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ということは、住民が申請しにこられて、それに応じて町長が判断するというものでいいんでしょうか。

○議長（中川 博）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

あくまでもこれは、今現在は申請なり届出が減免する場合必要なんですけど、それをもう緊急に町長が判断したら職権でできると。ですので、住民から特に申請をいただくということはありません。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

同じような質問なんですけれども、34ページの項目のところで、災害に遭った際の減免のときに、煩雑な書類の提出を抜きにして簡素化してこれを減免するという理解でいいのか。被災証明はどういった形で、被災証明は後日でもいいのか、そのあたりの事務処理上簡潔にやることで実際被災された方の救済を担うと、そういう目的で改定されたのかどうか、そのあたりを聞きたいと思います。

○議長（中川 博）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

あくまでもこれは税の減免のケースだけ。先ほど申された被災証明というのはちょっとまた話が別になりますので、あくまでも税を減免するに当たって、やっぱりお互いに被災された方も市町村も事務がそれぞれちょっと問題が出てくるケースがございますので、そういうのをなくそうというので、今回、町長の職権による減免という規定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5 番（力武 清）

そのあたりの判断ですけれども、臨機応変に原課のほうでそういう町長の判断、最終的には町長の判断となるんですけれども、認可の下でスムーズに減免措置するという事でこの改定をされたということですか。

○議長（中川 博）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

議員仰せのとおりでございます。

○議長（中川 博）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、お諮りいたします。

日程第5 議案第1号 副町長の選任についてを会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第5 議案第1号 副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は55ページでございますので、よろしくお願いいたします。

## 議案第1号

### 副町長の選任について

下記の者を河南町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月13日提出

河南町長 森 田 昌 吾

記といたしまして、住所、大阪府松原市東新町1丁目42-1、氏名、江島芳孝、生年月日、昭和39年2月14日でございます。

提案理由についてご説明を申し上げます。

副町長につきましては現在不在でございますけれども、新しく副町長を選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。

新しく副町長としてお願いする者は江島芳孝さんで、年齢は60歳でございます。

簡単に経歴を申し上げますと、昭和61年4月に大阪府に採用されました。その後、土木部、総務部、府民文化部、人事委員会などの要職を歴任され、平成28年4月から府民文化部の次長を務められておりました。その後、令和3年4月から府民文化部長をお務めの方でございます。本年、令和6年3月に大阪府を定年退職された方でございます。優秀な方でございますので、副町長をお願いしたいと思っております。

任期につきましては、地方自治法第163条の規定によりまして令和6年5月、今月の5月15日からというふうにしたいと思っております。15日から4年間ということでございます。

以上、簡単でございますけれども、提案理由とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

ただいま同意されました江島芳孝氏がお見えですので、江島氏の議場への入場を許可いたします。また、担当部より撮影の申出がございましたので、私のほうから許可いたしております。それでは、よろしくお願いします。

〔江島芳孝氏 入場〕

○議長（中川 博）

申し上げます。ただいま副町長の選任に同意されましたので、江島芳孝氏に告知いたします。

登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○（江島芳孝）（登壇）

ただいま皆様方から副町長就任のご同意を賜りました江島芳孝でございます。先ほどは議案にご同意いただきまして、誠にありがとうございます。副町長という大変な重責を担わせていただくことに非常に身の引き締まる思いでございます。

私自身、河南町の副町長を務めさせていただきますのは、平成19年度、平成20年度に続きましてこのたびで2度目となります。以前の経験などを生かすだけでなく、現在の河南町を取り巻く情勢の変化や課題をしっかりと踏まえ、誠に微力ではございますけれども、森田町長の下、職員の皆様と力を合わせ、河南町政発展のため誠心誠意尽力してまいりたいと決意しているところでございます。

どうか皆さん方には温かいご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中川 博）

江島芳孝氏の挨拶が終わりました。今後、河南町のためご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

ここで退場していただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔江島芳孝氏 退場〕

~~~~~

○議長（中川 博）

以上をもちまして、本臨時会議の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、本臨時会議の閉会に際し、町長より挨拶の申出がございましたので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和6年河南町議会5月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本臨時会議におきましてご提案をさせていただきました案件に対しましてご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、時節柄お体に十分ご留意いただきましてご活躍されんことをお祈り申し上げまして、簡単でございますが、閉議のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議の会議におきまして字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきますと思います。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして令和6年河南町議会5月臨時会議を閉議といたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午前10時53分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（1番）

署名議員（2番）